

令和元年 7 月 30 日

総合政策局安心生活政策課

## 交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しを検討

～令和元年度第 1 回「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は  
車両等の構造及び設備に関する基準等検討会」の開催～

国土交通省は、公共交通機関のバリアフリー水準の底上げを図るため、①車椅子使用者が鉄道車両に単独で乗降できる段差・隙間、②高齢者、障害者等が利用するためのウェブアクセシビリティへの配慮、③視覚障害者のための施設の案内設備について、交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しの検討を開始します。

公共交通機関の旅客施設や車両等のバリアフリー化を図る際の義務基準を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（交通バリアフリー基準）及びバリアフリー整備のあり方を具体的に示した指針である「バリアフリー整備ガイドライン」（ガイドライン）については、平成 28 年度及び 29 年度に開催した検討委員会において見直しが検討され、その検討結果をもとに平成 30 年 3 月に改正しましたが、今後も引き続き検討すべき課題も整理されたところです。

今回、公共交通分野のバリアフリー水準の更なる底上げを図るため、検討すべき課題とされたものうち、「鉄道における車椅子使用者が単独で乗降が可能なプラットホームと車両の段差・隙間」、「ウェブアクセシビリティへの配慮」、「視覚障害者のための施設の案内設備である触知案内図に相当・代替する措置」について、交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しに向けて、検討を行います。

### 記

- 日時：令和元年 8 月 1 日（木） 14：00～16：00
- 場所：中央合同庁舎 3 号館 10 階共用会議室（東京都千代田区霞が関 2-1-3）
- 議題：○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会の設置（案）について  
○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会「触知案内等に相当・代替する措置等検討ワーキンググループ」の設置（案）について  
○鉄道駅におけるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間について  
○ウェブサイトを作成する際のアクセシビリティの配慮について 等
- 委員名簿：別紙のとおり
- 今後のスケジュール（予定）
  - 令和元年 10 月頃 第 2 回検討会
  - 令和 2 年 2 月頃 第 3 回検討会
- その他
  - 会議については非公開、カメラ撮りについては冒頭のみ（議事開始前まで）とさせていただきます。希望される方は、当日 13：45 までに会場へお越しください。
  - 議事概要等については、後日、国土交通省のホームページにて公開する予定です。

<問い合わせ先>  
国土交通省総合政策局安心生活政策課 藤井、渡辺  
TEL：03-5253-8111（内線 25-513、25-514）  
03-5253-8306（直通）  
FAX：03-5253-1552